

藤枝市の中小企業振興に関する条例についての条例案要綱

条例の名称 藤枝市地域経済を支えるがんばる中小企業応援条例

温暖な気候や水資源など豊かな自然環境に恵まれた藤枝市は、山間部と平野部をつなぐ物流・交易の結節点として、また街道を往来する多くの人々に物資やサービスを提供する東海道の宿場町として、周囲との和を尊び、新しい文化や人々を受け入れながら発展を遂げてきた。専門的な知識や技術を有した多様な職業の人が集住し、茶や桐などをめぐる様々な業種により地域産業が成り立ってきた系譜が、多様な業種がバランスよく集積する今日の産業構造にも脈々と息づいている。

本市の産業と経済の発展は、市内に立地する事業所の大多数を占める中小企業により下支えされており、雇用機会の創出や消費行動などの経済活動はもとより、まちづくりや災害対応などにおいて地域社会に貢献するなど、中小企業が市民生活の向上と本市の発展に果たす役割は非常に大きい。

本市の産業には、大規模な資本を有する特定の企業との受発注関係ばかりに依存しない、景気や経済の情勢の変化に柔軟に応じられるという特徴があるものの、少子高齢、人口減少などの社会構造の変化や経済の国際化による企業間の競争の激化など、時代の潮流が刻々と変化する中において、中小企業が将来にわたって活力を維持していくためには、潜在的な能力を継続的に発揮できるような環境を創出していく必要がある。

中小企業の元気と活躍こそが地域経済、地域社会に躍動をもたらす原動力であるとの共通認識のもと、がんばる中小企業の自助努力と私たちの応援をもって地域全体で中小企業の振興を促進することにより藤枝市の活力の向上と持続的な発展を目指すことを強く決意し、ここにこの条例を制定する。

1 目的

この条例は、地域経済において果たす中小企業の役割の重要性に鑑み、市の中小企業の振興に関する基本理念及び基本的な事項を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策（以下「中小企業振興施策」という。）を総合的に推進し、もって地域経済の健全な発展と市民生活の向上を図ることを目的とする。

2 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる個人又は法人であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 経済団体 商工会議所法（昭和 28 年法律第 143 号）第 6 条に規定する商工会議所、商工会法（昭和 35 年法律第 89 号）第 3 条に規定する商工会その他中小企業に関する団体のうち、市内で活動するものをいう。
- (3) 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融機関をいう。
- (4) 大企業者 中小企業者以外の者（金融機関を除く。）であって、市内に事務所又は事業所をもって事業を営むものをいう。

- (5) 教育機関等 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校、中学校、高等学校、大学その他職業に必要な能力の育成を行う機関のうち、市内で活動する機関をいう。

3 基本理念

中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 中小企業の振興は、創意工夫による競争力の向上や自主的な努力による経営力の向上など中小企業者の主体的なやる気やがんばりを尊重して推進されること。
- (2) 中小企業の振興は、地域企業の成長を通じて地域社会がより豊かになること及び地域経済が長期にわたって外部環境の変化に適応できるようになることを旨として行われること。
- (3) 中小企業の振興は、がんばる中小企業者が、地域の雇用確保、多様な人材の育成、人材の活躍の場の創出などを通じて地域経済を活性化し、地域の発展を支えているとの認識の下に行われること。
- (4) 中小企業の振興は、がんばる中小企業者の持続的な発展に向け、創業から発達に至るまでの全ての段階において行われること。
- (5) 中小企業の振興は、中小企業者、大企業者、経済団体、金融機関、教育機関等、市民及び市が相互に連携して推進されること。

4 基本方針

基本理念に基づく中小企業の振興に関する基本的な方針は次のとおりとする。

- (1) 中小企業者の経営の安定及び革新を図ること。
- (2) 中小企業者の新たな事業展開の促進及び市場の開拓並びに創業の促進を図ること。
- (3) 中小企業者の人材の確保、育成及び定着並びに円滑な事業承継を図ること。
- (4) 中小企業者への資金供給の円滑化を促進すること。
- (5) 中小企業者に関する情報の収集及び円滑な提供並びに中小企業者の情報発信を図ること。

5 市の責務

市は、社会経済状況の変化に応じて計画的かつ効果的な中小企業振興施策を定め、実施するとともに、その実施に当たっては次の措置を講じるものとする。

- (1) 中小企業振興施策の実施に要する体制の整備及び財政上の措置に努めること。
- (2) 市が実施する工事の発注、物品及び役務の調達等において、中小企業者の受注機会の増大に努めること。
- (3) 国、県その他機関との連携を強化するとともに、必要に応じて国及び県の施策の充実及び改善を要請すること。

6 中小企業者の責務

中小企業者は、経営基盤の強化、技術の向上、人材の育成、従業員の福利厚生の実施など、持続的な発展に向けた取り組みに自主的かつ積極的な努力を払うとともに、地域社会を構成する重要な一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和に努めるものとする。

7 経済団体の責務、役割

- (1) 商工会議所及び商工会は、中小企業者の自助努力及び創意工夫による事業活動を特に主体的に実施するものとする。
- (2) 商工会議所及び商工会を除く経済団体は、中小企業者の支援を積極的に行うよう努めるものとする。

8 金融機関の役割

金融機関は、中小企業者に適した円滑な資金供給、経営相談、販売先の開拓、有用な情報の提供その他の方法により中小企業者の成長発展に資する支援を行うよう努めるものとする。

9 大企業者の役割

大企業者は、自らの事業活動を行う上での中小企業者の重要性を認識し、中小企業者との連携に努めるものとする。

10 教育機関等の役割

- (1) 教育機関等は、勤労観・職業観などを育むキャリア教育を推進するなど教育活動を通じて、地域の次世代を担う人材の育成を促進するよう努めるものとする。
- (2) 教育機関等のうち大学は、中小企業者が行う研究及び人材育成のための協力その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

11 市民の理解と協力

- (1) 市民は、中小企業の振興が本市経済の発展及び市民生活の向上に果たす役割の重要性を理解し、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。
- (2) 市民は、消費者として市内において生産され、製造され、又は加工される物品及び市内で提供されるサービスを利用するよう努めるものとする。

12 推進会議

- (1) 市は、中小企業振興施策を推進するにあたり、必要に応じて、市職員並びに中小企業者、経済団体及び金融機関を代表する者並びに学識経験者で構成する中小企業振興推進会議（以下「推進会議」という。）を設置することができる。
- (2) 推進会議は、地域の経済情報や中小企業者の情報についての情報交換を図るとともに、各機関で実施されている支援内容を共有し、その内容や今後の方策についての協議検討を行う。